2025 年 9 月 12 日

「災害救助法適用地域」で被災した 2026 年度春学期入学試験受験生ならびに 2026 年秋学期入学試験受験生に対する経済支援特別措置について

標記の「災害救助法適用地域」で被災した受験生に対して、入学検定料の減免の特別措置を下記のとおり行います。

１　対象者

本学の 2026 年度春学期入学試験受験生ならびに 2026 年度秋学期入学試験受験生のうち、『「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており出願前に被災した者』（以下「被災者」という。）であって、本学が指定する被害状況に関する基準を満たす被災者。

「災害救助法の適用を受けた地域」は、次のファイルをクリックして確認してください。

災害救助法適用地域

２　2026 年度春学期入学試験受験生ならびに 2026 年度秋学期入学試験受験生に対する取扱い

(1)　経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院の当該入学試験受験生について、次の被害状況を勘案して、「入学検定料の減免」の経済支援特別措置を行います。

①　家屋の全壊、滅失または流失
②　家屋の半壊または半焼失　（注）一部損壊は含まない。
③　学費支弁者の死亡または症候の程度が障害認定等級２級以上の長期療養者

(2)　経済支援特別措置の内容

本学学部および大学院の 2026 年度春学期入学試験受験生ならびに 2026 年度秋学期入学試験受験生のうち、上記「(1) 経済支援特別措置の基準」を満たす被災者について、それぞれ 5 併願を上限に入学検定料を返還します。

(3)　経済支援特別措置の申請期限

・2026 年度春学期入学試験受験生で経済支援特別措置を希望する人は、「３　申請書類」に定める書類を市販の角 2 サイズの封筒に「被災者特別措置申請書在中」と明記の上、2026 年 3 月 17 日（火）必着で入試センターに提出してください。
・2026 年度秋学期入学試験受験生で経済支援特別措置を希望する人は、「３　申請書類」に定める書類を市販の角 2 サイズの封筒に「被災者特別措置申請書在中」と明記の上、2026 年 8 月 31 日（月）必着で入試センターに提出してください。

※経済支援特別措置の対象範囲について、以下の期間に発生した災害が対象となります。
・春学期入学試験受験生→入学前年度の 4 月 1 日以降、入試出願前まで
・秋学期入学試験受験生→入学前年度の 9 月 1 日以降、入試出願前まで

３　申請書類

(1)　「被災者特別措置申請書」

次のファイルをダウンロードして使用してください。

【学部入学試験受験生】

被災者特別措置申請書【学部入学試験受験生用】

【大学院入学試験受験生】

被災者特別措置申請書【大学院入学試験受験生用】

(2)　証明書（写し）

上記２の（1）の①または②に該当する方　・・・　「罹災証明書」
上記２の（1）の③に該当する方　・・・・・・・　「死亡診断書」または「診断書」

４　入学後の経済支援

本経済支援特別措置の対象者は、本学に入学後、給付型の「関西大学災害時支援給付奨学金」の出願が可能です。

つきましては、出願を希望される方は、入学後、各キャンパスの奨学金担当窓口までご相談ください。

※災害発生後、１年以内に出願することが必要です。

５　申請先・問合先

〔学部受験生〕

入試･高大接続グループ　06-6368-1181(ダイヤルイン)

E-mail：nyushikoudai@ml.kandai.jp

〔大学院受験生〕

大学院入試グループ　06-6368-0296 (ダイヤルイン)

E-mail：grd-adm@ml.kandai.jp

====住　所====

〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学

以　上